主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告の趣意のうち、越谷簡易裁判所の職員が、申立人に対する損害賠償の請求者と通じていたことを前提に、憲法三一条および三七条違反をいう点は、記録によればそのような事実は認められないから、所論は前提を欠き、その余は、違憲をいう点もあるが、実質はすべて単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四三三条の抗告理由にあたらない。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和四六年七月七日

最高裁判所第二小法廷

男		昌	原	岡	裁判長裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官
雄		信	Ш	/\	裁判官